

端数処理について、敷地面積、建築面積は小数点以下2位まで有効とし、3位以下は切り捨てとします。

床面積は各階ごとに小数点以下2位まで有効とし、3位以下は切り捨てとします。

なお、計算過程段階では端数処理を行わないものとします。

参考：昭和41年3月25日住指発第87号